

◇鳥取県災害救助法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 応急仮設住宅の設置のために支出することができる費用の限度額を次のとおり増額する。

救 助 の 種 類	支出することができる費用の限度額	
	改正後	現 行
応急仮設住宅の設置（1戸当たり）	2,401,000円	2,387,000円

(2) 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり減額する。

救 助 の 種 類				支出することができる費用の限度額	
				改正後	現 行
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	住家の全壊、全 焼又は流失によ り被害を受けた 世帯に対して行 う場合	夏季 (4月1日から 9月30日まで)	1人世帯	17,200円	17,300円
			2人世帯	22,200円	22,300円
			3人世帯	32,700円	32,800円
			4人世帯	39,200円	39,300円
			5人世帯	49,700円	49,800円
		冬季 (10月1日から 翌年3月31日ま で)	1人世帯	28,500円	28,600円
			2人世帯	36,900円	37,000円
			3人世帯	51,400円	51,600円
			4人世帯	60,200円	60,400円
			5人世帯	75,700円	75,900円
	住家の半壊、半 焼又は床上浸水 により被害を受 けた世帯に対し て行う場合	夏季 (4月1日から 9月30日まで)	5人世帯	17,400円	17,500円
			冬季 (10月1日から 翌年3月31日ま で)	3人世帯	16,800円
4人世帯				19,900円	20,000円
			5人世帯	25,300円	25,400円
障害物の除去（1世帯当たり）				133,900円	134,200円

(3) この規則で定める救助の程度、方法及び期間によっては救助の適切な実施が困難なときは、厚生労働大臣と協議して別に救助の程度、方法及び期間を定める。

(4) 施行期日は、公布日とし、(1)は、平成24年4月6日から適用する。